

令和6年第9回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和6年9月5日(木) 18時00分～19時00分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 樋口 則之(教育長)

出席委員 平位 秀敏(職務代理者) 家永 由里子(委員)
處 愛美(委員) 古賀 公彦(委員)

事務局 岡村 順子(学校教育課長) 石井 孝幸(生涯学習課長)
物部 由紀子(指導主事) 井上 理恵(教育総務係事務主査)

議 事

議案第40号 うきは市就学援助要綱の一部を改正する告示について

議案第41号 うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について

議案第42号 うきは市教育委員会教育長職務代理者事務委任等に関する規程の制定について

議案第43号 令和6年9月補正予算要求について

協議事項 なし

報告事項 (1) 専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定)
(2) 区域外就学について 該当者なし
(3) 生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和6年7月末月例報告)について

その他 (1) 令和6年9月、10月分 主な行事予定
(2) 北筑後市町村教育委員会連絡総会及び研修会について

教育長 ただいまから、第9回うきは市教育委員会定例会を開会いたします。
公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条、第12条による守秘義務があります。
本日の議事録署名者には、家永委員を指名いたします。

教育長 諸般の報告について
先日からの台風10号の対応につきましては、台風の接近に伴い、市内小中学校全校とも8月29、30日を臨時休校といたしました。北筑後管内においては、全て同様の措置をとっています。この台風による児童生徒の怪我や、学校施設の被害等はありませんでした。市全体では、浮羽町藤波区付近で道路災害が発生し、県道52号八女香春線が全面通行止めとなりましたが、現在は片側交互通行により通行可能となっています。人的被害はありませんでした。

教育長 議案第40号について、事務局の説明を求めます。

議案第40号 うきは市就学援助要綱の一部を改正する告示について

事務局 このことにつきましては、現在のうきは市の就学援助の5つの認定要件に、「生活保護基準に100分の130を乗じて得た額未満である世帯」を新たに加えることとする要綱の一部改正です。

令和4年度から見直しの検討を始め、令和5年度に就学援助支援電算システムを導入し、今回システムによる試算ができましたので、これまでのご意見等を踏まえ要綱を改正し、対象者を拡充するものです。

附則として、この告示は公布の日から施行することとし、改正後の規定は令和6年4月1日から適用することとしています。

D委員 対象者を拡充したことで、費用はどのくらい増額したのですか。

事務局 後ほど議案第43号（令和6年9月補正予算）で説明させていただきます。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議案第41号について、事務局の説明を求めます。

議案第41号 うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について

事務局 このことにつきましては、市長部局の文書管理規程である「うきは市文書事務

取扱規程」が令和6年4月1日から「うきは市文書規程」に改正されたことに伴い、「うきは市教育委員会事務局処務規程」の一部を改正するものです。

具体的には、第5条（文書の記号番号）、第7条（公印及び契印）、第8条（完結文書の保管）、第9条（保存期間の延長）、第10条（廃棄処分）等、うきは市文書規程に合わせて改正しています。その他の条文の改正につきましては、「うきは市立小中学校管理規則」や「うきは市教育委員会職員就業規則」等に合わせて改正したものになります。

また、現行の教育委員会処務規程第2条（教育長の職務代理者）につきましては、他市の規程を参考に、別に規程を制定するため、この規程から削除したものです。

附則として、この訓令は公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用することとしています。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

C委員 「完結文書」というのは、業務上処理が終わった文書、保存する文書という理解でよいですか。

事務局 そのとおりです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議案第42号について、事務局の説明を求めます。

議案第42号 うきは市教育委員会教育長職務代理者事務委任等に関する規程の制定について

事務局 このことにつきましては、議案第41号「うきは市教育委員会事務局処務規程」の一部改正で削除された第2条（教育長の職務代理者）について新たに事務委任等に関する規程を制定するものです。

附則として、この訓令は公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用することとしています。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

C委員 「教育次長」というのは。

事務局 以前、教育次長がいましたが、現在はいません。規程内の職名としては現在も残っているものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議案第43号について、事務局の説明を求めます。

議案第43号 令和6年9月補正予算要求について

事務局 ・10款1項教育総務費2目事務局費8,832千円の増額です。

12節全額、学校再編事業支援委託料です。これまで、浮羽中学校の老朽化についてご指摘をいただいていた。浮羽中学校の建て替えの検討と同時に、人口減少を踏まえた浮羽町域の学校再編につきましても検討すべく、学校再編事業支援委託料を9月補正予算で計上しております。第3表債務負担行為補正に同じく26,495千円計上しています。令和6～7年度にかけて総額35,327千円の委託料となります。

補正予算が承認された後、学校の建て替えや再編等に関する様々な協議を行う検討委員会を設置し、議論を重ね、基本構想・基本計画を策定するための委託料です。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

学校再編がどのような形かは決まっておらず、検討委員会でご協議いただくため、来年度まで含めた予算としています。

C委員 検討委員会はどのような形ですか。コンサルタントが入る会議ですか。

事務局 検討委員会はPTAの方など教育に関わる方などが委員になっていただきたいと考えていますが、まだ決まっておらず。コンサルタントが会議資料の作成など支援しながら、建設場所が決定すれば建築的観点からの計画、立案等の助言など、最終的にはイメージ図の作成もしていただくような建築関係のコンサルタントを考えています。

教育長 検討委員会でいろいろな学校の姿をご協議いただきながら、一方では専門的な観点からイメージできるものを提示していけるよう考えています。

教育長 次の項目について、事務局の説明を求めます。

事務局 ・ 10 款 2 項小学校費 1 目学校管理費 4,852 千円の減額です。
2 節給料 3,478 千円、3 節 職員手当等のうち 1,374 千円、合計 4,852 千円の減額につきましては、任期付一般職員である少人数指導特別教員 1 名分の減額です。

当初、小学校第 1、第 2 学年の 30 人学級に伴い 2 名の予算を計上していましたが、令和 6 年度の児童数が確定し、教員の配置は 1 名となりましたので、1 名分を減額するものです。

・ 2 目 教育振興費 19 節 扶助費 7,485 千円の増額です
就学援助要綱の改正に伴う増額です。 小学校においては令和 5 年度実績比で 156 名の増加を見込んでおり、この 156 名分の増額です。

教育長 次の項目について、事務局の説明を求めます。

事務局 ・ 10 款 3 項 2 目 中学校 教育振興費 19 節 扶助費 7,511 千円の増額です
小学校と同じく就学援助要綱の改正に伴い増額するものです。中学校においては令和 5 年度実績比で 90 名の増加を見込んでおり、この 90 名分の増額です。

教育長 次の項目について、事務局の説明を求めます。

事務局 ・ 10 款 4 項社会教育費 2 目文化財保護費 19,953 千円の増額です。
屋形古墳群の整備を複数年かけて実施していますが、今年度は古畑古墳の整備工事を予定しています。12 節委託料は工事の監理業務委託料、14 節は本体の整備工事費、21 節は整備工事に伴い柿の木 2 本を伐採するため、その立木補償費です。

・ 3 目芸術文化振興費 文化会館営繕工事費として 2,725 千円の増額です。
白壁ホールの燃料タンクは地下に埋設していますが、今年度末に 40 年経過します。消防署の指導も受け更新工事を行うものです。燃料タンクは設置費及び今後の定期検査を考慮し、地上に設置したいと考えています。現在の地下タンクについては洗浄後、洗浄水を抜き取って砂を詰めて埋め戻す工事を予定しています。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

C 委員 白壁ホールの燃料とは、何の燃料ですか。

事務局 空調の燃料です。冷暖房用のもので、灯油です。

D 委員 地下タンクはどのくらいのものですか。

事務局 2000 リットルの灯油が入るタンクです。定期検査が必要となるため、地下タンクではなく地上に設置し、目視による点検がしやすくなるよう考えています。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告事項（１）専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定）は、事故についての謝罪、職員の事故による和解と損害賠償額について、事故の概要、損害賠償額の内容、今後の職員への指導等について説明。（２）区域外就学については該当なし。（３）生徒指導上の諸問題に関する実態調査については、令和６年７月分のいじめ、不登校兆候、不登校等の状況等について報告。

教育長 専決処分については、先ほど生涯学習課長から謝罪がありましたが、改めましてお詫び申し上げます。日頃から注意、指導をしているものの、今回の事故を受けて、改めて公用車の安全運転の徹底について課の職員全員に指導しました。

教育長 それでは、全ての審議が終了しましたので、第９回うきは市教育委員会定例会を閉会いたします。